

## 特別管理産業廃棄物の収集運搬基準（政令第6条第1項、第6条の5第1項）

特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物の基準に、追加となる基準を以下に列挙。

### 1. 収集、運搬は次のように行うこと。

- ・特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- ・特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。  
環境省令で定める場合とは、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合。

### 2. 運搬車及び運搬容器は、特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

### 3. 運搬用パイプラインは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に用いてはならないこと。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

環境省令で定める場合とは、消防法に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合。

### 4. 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を文書に記載し、及び当該文書を携帯すること。ただし、特別管理産業廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りでない。

環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 収集又は運搬に係る特別管理産業廃棄物の種類
- 2 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

### 5. 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。感染性産業廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること。

環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

- 1 密閉できること。
- 2 収納しやすいこと。
- 3 損傷しにくいこと。

### 6. 特別管理産業廃棄物の積替え・保管は次のように行うこと。

- ・積替えの場所には、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

環境省令で定める場合は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

- ・当該特別管理産業廃棄物の種類に応じ、環境省令で定める措置を講ずること。

環境省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 1 特別管理産業廃棄物である廃油（、PCB汚染物又はPCB処理物）にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃油（又はPCB汚染物若しくはPCB処理物に係るPCB）の揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油（、PCB汚染物又はPCB処理物）が高温にさらされないために必要な措置（2 PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、当該PCB汚染物又はPCB処理物の腐食の防止のために必要な措置）
- 3 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置

注) 船舶を用いて収集運搬を行う場合、PCB汚染物又はPCB処理物の収集運搬に係る基準は、略